

水産庁

プレスリリース

平成20年3月10日
水産庁

国際捕鯨委員会(IWC)の将来に関する中間会合の結果について

平成20年3月6日から8日、ヒースロー(英国)で開催された国際捕鯨委員会(IWC)の将来に関する中間会合の結果についてお知らせします。

1. 日時

平成20年3月6日(木曜日)～8日(土曜日)

2. 場所

ヒースロー(英国)

3. 出席国

IWC加盟国78か国のうち54か国、国際機関5機関、NGO35団体

4. 我が国からの出席者

中前明 水産庁次長、森下丈二 水産庁国際課漁業交渉官、鈴木亮太郎 外務省漁業室長 他

5. 結果概要

IWCでは、我が国を含む持続的利用推進国と反捕鯨国との勢力が拮抗し、双方の対立によって効果的な意思決定がなされない状況が続いている。このような状況を打開し、本年6月にチリ(サンチャゴ)で開催されるIWC第60回年次会合で有意義な対話と交渉が行われる雰囲気醸成することを主な目的として今回の中間会合が開催された。

中間会合において公表された結果は、以下のとおり。

(1)IWCにおける信頼の再構築、議論・交渉のためのアプローチの改善

困難な国際交渉にあたった経験を有する外部専門家(ハーバード大学ケネディースクール ジュマ教授他2名)からのアドバイスを聴取しつつ、IWCの議事進行のあり方について検討した結果、主に次のような改善策が挙げられた。

意思決定にあたり安易に投票に持ち込まず、対話・交渉を継続し、コンセンサスを目指すべき

十分な時間的余裕をもって提案の内容を各国に周知すべき

小グループによる交渉を活用すべき

科学委員会の後、年次会合が開催されるまでの期間を十分にとるべき(各国の代表団が、科学委員会の結果を十分理解した上で年次会合に臨むため)

(2)シーシェパードによる調査妨害行為について

南極海における鯨類捕獲調査に従事する日本船に対し、反捕鯨団体シーシェパードによる妨害行為が発生し、3名の負傷者が発生したことに関し、我が国から当該妨害行為は海上におけるテロ行為・犯罪行為であり厳しく糾弾されるべきであり、IWCとして声明を出すべき旨提案し、全会一致で声明(別紙)が採択された。

これを受け、各国はこのような危険な活動に対し、国際法及び国内法に基づき協力して対処することとなった。

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

[IWC中間会合における声明\(PDF:8KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

資源管理部遠洋課
担当者: 捕鯨班 日向寺、岡田
代表: 03-3502-8111(内線6724)
ダイヤルイン: 03-3502-2443
FAX: 03-3591-5824

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

水産庁

(別紙)

IWC 中間会合における声明

- 「IWCの将来」に関する中間会合：2008.3.6-8 於ヒースロー（英国） -

中間会合は、国際捕鯨委員会（IWC）がコンセンサスで採択した「海上における安全と環境の保護」に関する委員会決議2007-2及び「捕鯨と鯨類調査活動に従事する船舶の安全」に関する委員会決議2006-2を再確認した。

中間会合は、最近数か月間、南大洋においてシー・シェパードが日本調査捕鯨船を標的とした危険な活動を行ったとの報告を受けた。

中間会合は、シー・シェパードに対し、海上における安全を阻害する危険な行動を停止するよう要求するとともに関連する船舶と乗組員に行動を自制するよう要求した。

中間会合は、国際捕鯨委員会とその締約国は、海上での船舶の活動に関する人命と財産に危険を及ぼす全ての活動は受け入れられないものであり、従って、これを非難することを強調した。

中間会合は、国際捕鯨委員会各締約国が、関係する国際法とそれぞれの国内法規に則って、海上における人命と財産に危険を及ぼす活動を防止し抑制するために協力するとともに、攻撃をしたとされる者への対処につき協力することを強く要請した。

中間会合は、シー・シェパードが受け入れ難いふるまいと行動をとったことから、1987年以降、国際捕鯨委員会へのオブザーバー登録を拒否していることを想起した。